

別紙1

食堂事業者募集に係る条件等

1 施設の概要

(1) 施設の目的

会館利用者の利便施設として、良好な飲食サービスを提供すること。

(2) 場所及び面積

名称及び使用場所	鳥取県立生涯学習センター（県民ふれあい会館） 別紙3 図面のとおり
所在地	鳥取市扇町21番地
建物の種類及び構造	鉄筋コンクリート5階建
専有面積	71.31㎡ <内訳> 厨房スペース 36.14㎡ 配膳スペース 35.17㎡ (内喫茶配膳スペース 7.7㎡)
共有スペース	客席スペース59.84㎡

(3) 利用対象者

会館施設利用者等

2 契約期間

令和7年4月1日から令和11年3月31日まで。ただし、営業準備期間として契約を早めることができる。

3 施設利用料等

(1) 施設利用料 別紙4のとおり

ア 施設利用料（利用面積71.31㎡）

$830 \text{円} \times 72 \text{㎡} \times 12 \text{月} \times (1-1/2) = 358,560 \text{円/年}$

イ 冷暖房料（冷暖房面積27.47㎡）

配膳スペース内の喫茶配膳スペース及び厨房スペースは冷暖房設備がないため除く。

$830 \text{円} \times 28 \text{㎡} \times 12 \text{月} \times 200/365 \text{日} \times 0.45 = 68,764 \text{円/年}$

※鳥取県行政財産使用料条例の規定を適用

(2) 諸経費

施設利用料とは別に光熱水費等の諸経費が必要となる。

(3) 施設利用料等の納付

施設利用料及び諸経費は、県民ふれあい会館が指定する期日までに納付しなければならない。

(4) その他

ガス、電話及びテレビを利用する場合は、食堂事業者が別途個別契約をする必要がある。